

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した傷病のうち、〇〇整形外科及び〇〇病院の治療費は業務上の事由によるものとして、原処分を取り消し、その余に係る審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内の倉庫でセメント袋に入ったパテ 3 袋を持ったところ、腰に痛みを感じ、その後脚立を移動させようとした際に無理な体勢で持とうとしたため、腰痛になったとして、同月〇日に受診したところ、「腰部捻挫、右根性坐骨神経痛」と診断され、加療した。

請求人は、当該傷病が業務上の事由によるものとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、今回の腰痛は業務上の傷病であることが明白であるから、業務上の傷病と認められないとした処分は誤りであるとしている。

3 原処分庁の意見

監督署長は、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人は平成〇年〇月〇日に受診した〇〇整形外科「右坐骨神経痛、腰部捻挫」と診断されているが、同月〇日に受診した〇〇病院では「腰部脊柱管狭窄症、坐骨神経痛」と診断され、その後、同年〇月〇日に〇〇労災病院に受診したところ「腰椎分離迂り症」と診断されている。

(2) 請求人の作業様態から考えて、腰痛を引き起こすだけの災害性は認められるが、「腰椎分離迂り症」の既往症があり、その発症原因も不詳であるため、当該業務と請求人の傷病との間に医学的な因果関係が認められないことから、不支給処分としたものである。

4 審査官の判断

(1) 本件災害発生状況や地方労災協力医等の意見から、〇〇整形外科及び〇〇病院で診断された「腰部脊柱管狭窄症、坐骨神経痛」等は、業務遂行中に通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が生じたために発症した「災害性の腰痛」であると認められる。

(2) 地方労災協力医等の意見から、〇〇労災病院で診断された「腰椎分離迂り症」については、発症原因は不詳であるものの、私病の既往症であることから、本件災害との因果関係は認められない。

(3) したがって、〇〇整形外科及び〇〇病院の療養については、「災害性の腰痛」に対するものと認められ療養補償給付を支給すべきものであるから、監督署長が請求人に対してし

た療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、一部これを取り消されるべきである。